





▲理不尽な提案は許さないぞ！

# 職場からの総団結で17確定闘争に勝利しよう！ 2018予算・人員闘争に勝利しよう！

わが組合は10月13日の第1回中央委員会において、「2017年賃金確定を中心とする秋闘闘争方針」および「2017特別区人事委員会勧告後の要求書」を確認しました。10月17日に開催された2017年賃金確定総決起集会で闘いの狼煙をあげたところですが、地連ごとの要請行動・総決起集会、各区段階における各区長要請、署名・ステッカー行動など全組合員の総力で取組み、私たちの要求実現にむけて闘い抜きましょう。

## 第1回中央委員会 2017秋季闘争方針を確認

### 30年度作業計画、11月30日の統一基準日での到達点を目指し各区交渉強化

#### 1 2017賃金確定闘争をめぐる情勢と課題

(1) 2017人事院勧告・報告と政府の動向について  
人事院は8月8日、月例定になったと説明しているが、給付の官民格差が6.3%。しかし、給与制度の総合的見直しによる現給保障の観点から、俸給表の引き上げ改定を行っても実際に支給される額が増加せず、なお格差が残り、高年齢職員の給与に格差が生じている。民間企業への影響も危惧されます。

(2) 勧告の取扱いに関する政府・国会の動向について  
8月15日に第1回給与関係閣僚会議が開催され、野田総務大臣は「地方の改定は国に準じた改定」、麻生財務大臣からは「給与制度の総合的見直しを進める」との意向が示されています。

(3) 退職手当をめぐる状況について  
4月19日、人事院は、企業規模50人以上の民間企業から無作為抽出法によって抽出した7,355社に対して、退職給付制度の有無、退職給付額等について調査を実施した結果、退職一時金と企業年金を合わせた退職給付額が78%に達していることが明らかになりました。

(4) 2017特別区人事委員会勧告・報告関連  
9月6日、特別区人事委員会に対して、各地連・一組総支部からの代表者による2017年特別区人事委員会勧告作業に関する要請行動を実施しました。要請内容は、①生活改善につながる勧告について、②初任給引上げなど若年層の給与改定について、③地域手当の本給振り入れについて、④比較対照規程の見直しについて、⑤2017年特別区人事委員会勧告・報告について、⑥一時金の改定について、⑦期末・勤続手当の支給割合について、⑧配属に係る扶養手当の見直しについて、⑨高年齢職員の給与水準について、⑩行政系職員の人件費削減の見直しについて、⑪若年層の給与水準について、⑫現在の民間給与実態調査の状況と勧告作業の状況、さらに勧告時期についても明らかにしてください。

(5) 各区長会、区長会総会、区長会会長への要請行動  
各区長会、区長会総会、区長会会長への要請行動を実施し、各区の労働状況を報告し、労働者の権利を守ることを求めました。

(6) 都労連闘争への連携、共同行動  
都労連と連携し、共同行動を実施し、労働者の権利を守ることを求めました。

(7) 情報共有と取組み  
各区間で情報を共有し、取組みを進め、労働者の権利を守ることを求めました。

(8) 2018年度(平成30年度)予算・人員闘争について  
2018年度(平成30年度)予算・人員闘争について、各区で取組みを進め、労働者の権利を守ることを求めました。

わが組合は、勧告後、直度の改善や、良質な公共サービスを実現するために、十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。

わが組合は、勧告後、直度の改善や、良質な公共サービスを実現するために、十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。

わが組合は、勧告後、直度の改善や、良質な公共サービスを実現するために、十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。

わが組合は、勧告後、直度の改善や、良質な公共サービスを実現するために、十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。

わが組合は、勧告後、直度の改善や、良質な公共サービスを実現するために、十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。

わが組合は、勧告後、直度の改善や、良質な公共サービスを実現するために、十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。

わが組合は、勧告後、直度の改善や、良質な公共サービスを実現するために、十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。

- ◎担当常任中央執行委員
- 委員長 文京区、北区、荒川区、品川区、大田区、渋谷区
  - 副委員長 一組総支部、中野区、豊島区、練馬区
  - 副委員長 台東区、足立区、江戸川区、墨田区、葛飾区、江東区
  - 書記長 杉並区、板橋区、中央区、新宿区、千代田区、港区、目黒区、世田谷区
  - 常任中執 西村野
  - 常任中執 倉貫
  - 常任中執 森田
  - 常任中執 江森



▲区長会は清掃労働者の切実な声を聞いて！

活動方針に対する質疑では、5名の代表員から本部方針費成の立場で発言がありましたが、修正案、補強案などとして、一年間の闘い方針を確認しました。青年部運動の先頭に立ち、「学習と交流」を活動の基軸とし、労働条件向上のため頑張っていくと決意を表明しました。(高木 陽介)

10月21日(土)13時30分からSKホールにおいて東京清掃青年部第62回定期大会が開催されました。冒頭、主催者を代表して高木青年部長から、「青年部の取り巻く情勢と青年部が抱える課題」を含めた挨拶がなされました。続いて基本組織である東京清掃青年部執行委員、綱川女性部長、自治労本部青年部常務所長のお三方から「東京清掃青年部運動の先頭に立ち頑張るぞ！」と激励の挨拶をいただきました。



▲青年部運動の先頭に立ち頑張るぞ！

わが組合は、勧告後、直度の改善や、良質な公共サービスを実現するために、十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。十分な労働協約を締結し、職員の権利を守ることを求めました。



# 世田谷区の現状と課題、そして将来への展望を見出す！ 区民サービスの更なる向上と直営としての「職」を広げ、 粗大の運び出し収集や風水害・火災ごみ等を 機動的に対応するための「地域機動班」を設立

## いま No.22 清掃事業は・・・ 世田谷区



▲今後は運び出し要件緩和を求めていく

### (1) 世田谷区の現状

世田谷区は23区の中で最も人口が多く90万人に達する勢いで、子供の数も近年増加している。待機児童問題も報道等でも明らかになっているとおり深刻だ。また、高齢化が進み、両極端の年齢層に大きな課題を抱えている。

さて、世田谷区清掃事業の現状はどうか。区内には、世田谷・玉川・砧(車庫含む)の3事業所があり、3支部で世田谷総支部を構成している。可燃ごみの収集は新大・小プ・小特・軽ダの4車種で収集している。特徴的なのは、過前半と後半で小プの配車台数を変えている点だ。可燃小プを担当している組合員は週休パターンも配車台数に合わせている。具体的には12週24休体制が採られており、他区一般的な週休6週12休の3連休が世田谷区では約3ヶ月に一度しか回ってこない仕組みになっている。

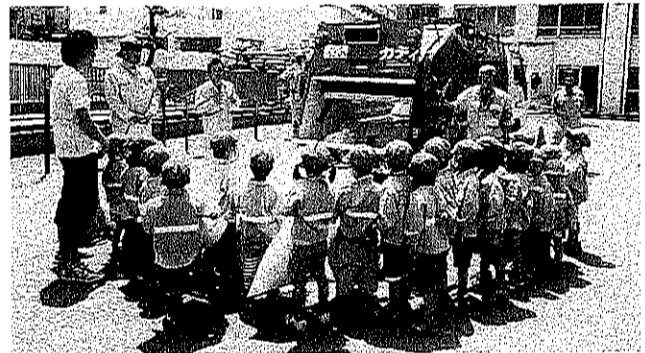
### (2) 車付雇上りが抱える課題

委託の状況だが、2011年度より可燃収集にも「車付雇上り」が導入され、現在では小プの週平均稼働組数67組中30組が車付化されており、小プ全体の約45%に達している。

これだけの車付雇上りが入ると課題も多い。とりわけ、車付の作業員や運転手の定着率の悪さと、現場の荒廃・取り残し・誤積み・事故等が問題となっている。三保の適用問題による雇上り業界や労働者を巡る混乱、また、震災復興事業、オリンピック・パラリンピック事業の影響で「一人」が集まらない状況が続いている。

### (3) 新規採用と今後の展望

また、今後の「車付の付き合い方」も大きな課題だ。世田谷総支部は、5月・6月に行った「清掃事業のあり方協議」および要請行動の中で、区としての姿勢を話し、今後を考えたきつかけとするよう申し入れた。



▲職員の説明に耳を傾ける子供たち

2011年度以降に車付雇上りが導入された一方で、同年から7年連続で新規採用も行われていない。採用人数については決して満足できる状況ではないが、これだけ継続して採用をしている区はないことを考えると、当局の尽力に一定の敬意を表したい。しかし、将来のことを考えると、処遇や事業そのものに対する不安を抱く組合員が殆どだ。そこで、今年度から、区民サービスの更なる向上と直営としての「職」を広げるため、粗大の運び出し収集や風水害・火災ごみ等を機動的に対応するための「地域機動班」を設立した。

今後も区民サービスの向上と職の拡大を目指し、高齢者訪問収集や運び出し収集の要件緩和、指導体制の充実等を図るとともに、可燃の収集についても、当局との協議を行い、将来への展望を見出ししていきたい。(常任中央執行委員 江森 秀稔)

### (2) 単一労組として一体となった闘争

わが組合は、23区、一組的に協議を進めます。到達という複数の自治体を横断する単一労働組合である。その特性を活かし、統一的な闘争体制を確立する。労働条件の平準化をはかり、全体の水準を向上させるために、個別・分散的な交渉ではなく、到達目標や戦術などを全体で共有し、統一設定し、区担当中執・支部

現在、各区において交渉が行われている平成30年度作業計画策定及び人員配置交渉については、11月30日を第一回目の基準日として設定し、区担当中執・支部

2017賃金確定闘争は、わが組合にとって12回目の闘いとなります。多くの課題が予測されますが、職務にまい進する組合員の処遇改善のために組織の総力を傾注します。また、清掃関連労働者との共闘は、今後、様々な取り組みを重ねながら、清掃事業に従事する労働者で組織する労働組合として、良質な公共サービスとしての清掃事業を守る社会的労働運動を追求する必要があります。

### 3 清掃関連労働者との連携、共闘

清掃下請関連協会の登録人数は、2012年度の722人から2016年度278人と、減少の一途を辿っています(関連協定会資料から)。

関連協とわが組合は、清掃事業の区移管反対闘争で緊密な共闘関係を築きました。最近では、車付雇上に代表される労働者供給事業で働く非正規労働者の処遇改善に向けた取り組みや、わが組合と清掃関連協との合同による総決起集会の開催など、幅広い関心の陣形が整いつつあります。

最後に、23区の清掃事業は、行政と雇上り業界とのパートナーシップで、近代化・機械化が図られ、東京23区の清掃事業の質は維持されてきました。その長い歴史を踏まえて随意契約という形で雇上契約(覚書)が結ばれていますが、民間企業だから営利を追求することは当然



### 2017賃金確定闘争 主なスケジュール

- 10月27日(金) 17:30~  
第二地連総決起集会(文京区民センター)
- 10月31日(火) 18:00~  
第四地連総決起集会(中野サンプラザ)
- 11月6日(月)  
第3回団体交渉(予定)
- 11月8日(水) 18:00~  
第三地連総決起集会(渋谷区役所)
- 11月8日(水) 17:30~  
第五地連総決起集会(東京芸術センター)
- 11月9日(木) 17:00~  
第一地連総決起集会(中央区役所)
- 11月15日(火) 18:00~  
第三波総決起集会(全電通会館)

2017賃金確定闘争は、各支部の奮闘により強化されてきました。これまでの闘いから得た経験を最大限に活かし、迫力ある大衆闘争を展開します。「自らの労働条件は、自らの闘いで切り拓く」官・民、正規・非正規の枠を超えた連携・共闘を基に、社会的労働運動の中軸を担う」という信念で、多くの困難な課題に対して全組合員の総力を結集することを確認して今秋、事業移管から18年目、身